

自然災害発生時 BCP 運用指針

本指針は、地震、風水害、大規模火災、大規模停電その他の災害が発生した場合において、社会福祉法人伊勢亀鈴会（以下「当法人」という。）が、利用者の生命及び身体の安全を最優先に確保するとともに、必要な福祉サービスを可能な限り継続し、又は早期に再開するための基本的な考え方及び運用方針を対外的に示すものである。

当法人は、厚生労働省が示す業務継続計画（BCP）に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、平常時から災害発生を想定した体制整備、職員教育及び訓練、並びに指針及びBCP内容の見直しを継続的に実施している。災害時においても、社会福祉法人としての公共的役割と責務を果たすことを基本姿勢とする。

1. 基本方針

当法人は、災害発生時において、次の方針に基づき対応するものとする。

- ・利用者及び職員の生命と安全の確保を最優先事項とする
- ・被害状況を迅速かつ的確に把握し、冷静かつ組織的な判断のもと対応する
- ・利用者の生活及び健康の維持に直結する重要な福祉サービスについては、可能な限り継続又は早期再開を図る
- ・地域及び関係機関との連携を重視し、相互協力のもと復旧及び支援に努める

2. 災害発生時の体制

災害発生時には、当法人本部を中心とした災害対応体制を速やかに立ち上げるものとする。法人本部は、各事業所からの情報を集約し、被害状況の把握、対応方針の決定、必要な指示及び外部機関との調整を行う役割を担う。

各事業所においては、事前に定めた役割分担に基づき、利用者及び職員の安否確認、施設及び設備の安全確認、並びに法人本部との情報共有を確実に実施するものとする。

3. 初動対応の考え方

災害発生直後においては、次の事項を優先的に実施するものとする。

- ・利用者及び職員の安否確認並びに負傷者への応急対応
- ・建物、設備、ライフライン及び周辺環境の安全確認
- ・避難が必要な場合における迅速かつ安全な避難誘導又は待機判断
- ・法人本部及び関係機関への速やかな状況報告と情報共有

これらの初動対応に当たっては、二次被害の防止に十分留意し、現場の状況に応じて柔軟かつ適切に判断するものとする。

4. 業務継続と福祉サービスの提供

当法人は、災害時においても、利用者の生命、生活及び健康の維持に直結する業務を重要業務と位置付け、被害状況、人員体制及び周辺環境を踏まえた上で、優先順位を定めて業務を継続又は再開するものとする。

通常のサービス提供が困難な場合においては、代替手段や応急的な措置を講じることにより、利用者への影響を最小限に抑えるよう努めるものとする。

5. 情報提供及び関係機関との連携

災害発生時においては、利用者及びその家族に対し、状況に応じた適切かつ分かりやすい情報提供を行うよう努めるものとする。また、自治体、医療機関、他の社会福祉法人、地域の関係団体等と連携し、必要な支援の確保及び地域全体での災害対応に貢献するものとする。

6. 平常時の備え及び見直し

当法人は、平常時から災害発生を想定した訓練を定期的に実施し、非常時連絡体制、備蓄物資及び対応手順の点検を行うものとする。

災害対応又は訓練終了後には、対応内容を検証し、課題を明確にした上で、本指針及びBCP全体の継続的な改善に努めるものとする。

本指針は、災害リスクの変化、社会情勢及び関係法令等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

(附則)

本指針は、令和6年（2024年）4月1日から適用する。